

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 1年10月 1日～令和 3年 9月30日

2. 目 標

育児・介護休業等に関する制度の社員への再周知を図る

3. 対 策

平成30年12月～ 規則制定

令和 1年10月～ 各社員への文書の配布や社内会議での説明会により、社員への制度の再周知を行う。

令和 1年10月 1日

酒井電設工業株式会社

代表取締役 酒井 一徳

